

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から開始されます

○ 無償化の対象となるためには、**お住まいの市区町村**で保育の必要性の認定(子育てのための施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

(注) 防府市の「**保育の必要性の認定**」の要件については、**裏面**をご覧ください。

○ 保育の必要性の認定がある子どもの内、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、**月額3.7万円まで**、0歳児クラスから2歳児クラスまでの**住民税非課税世帯**の子どもたちは**月額4.2万円**までの利用料が無償化の対象となります。

○ 都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。

※保育の必要性の認定を受けていない場合、無償化の対象にはなりません。

※請求・支払いの回数や時期など、手続の詳細については、決まり次第お知らせします。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

(問合せ先)

防府市健康福祉部子育て支援課

TEL：0835-25-2126

子育てのための施設等利用給付認定について

●就労等の理由で、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子どもたちについて、利用料無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○申請受付期間：認定希望月の前々月の初日から末日まで

●申請受付場所：利用施設又は防府市子育て支援課

【保育認定基準】

保育を必要とする事由	具体的な状況
就労	月64時間以上就労しているもの
産前産後	出産予定日から起算して前8週間の属する月～出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあって、出産の準備又は休養が必要な状況にあるもの
保護者の病気・障害	保護者の病気や障害等により、子どもの保育に支障があると認められるもの
親族の介護	親族の介護に、月16日以上かつ1日4時間以上従事しているもの
災害復旧	火災や風水害、震災等の災害復旧に当たっているもの
就学	職業訓練校、学校教育法に基づく各種学校において月16日以上かつ1日4時間以上就学しているもの
求職活動	求職活動を継続的に行っており、3か月以内に就労するもの
その他	上記に類する状態にあると認められるもの

保育を必要とする認定事由確認のため、「子育てのための施設等利用給付認定申請（法第30条の4第2号・第3号）」に合わせて、それぞれ添付書類が必要になります。

申請書、添付書類の様式については、利用施設または子育て支援課または子育て支援課のHPにあります。

※ 保育基準を満たしている場合でも、定員超過などにより認定者全員が利用することができない可能性があります。